

令和3年第8回

# 東大和市農業委員会議事録

令和3年8月26日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

## 令和3年第8回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和3年8月26日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第18号 農地法第3条の規定による届出について  
日程第4 報告第19号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第5 報告第20号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第6 議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 5 出席委員(14名)

1番 鈴木 哲	2番 比留間 淳 二
3番 西川 慶 子	5番 原 正 男
6番 森田 良 子	7番 町田 悦 郎
8番 岸 光 敏	9番 杉本 実
10番 岩田 高 雄	11番 和地 毅
12番 橋本 訓 夫	13番 小林 由美子
14番 大羽 敬 子	15番 大熊 和 春
- 6 欠席委員 (1名)

4番 内野 芳 夫
-----------
- 7 出席した職員

事務局長 小川 泉	係 長 岩田 豊 和
-----------	------------
- 8 会議の結果

報告第18号～20号について、専決処理を確認した。

議案第13号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、内野委員から欠席のご連絡があり、14名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は農業委員会等に関する法律第32条より原則公開になっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はございません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

#### ◎開 会

議 長 ただいまより令和3年第8回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第18号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第19号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第20号 農地法第5条の規定による届出6件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、2番、比留間淳二委員、3番、西川慶子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。

◎報告第18号

議 長 続きまして、日程第3、報告第18号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第18号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理してございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第19号

議 長 続いて、日程第4、報告第19号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第19号 農地法第4条の事案については、転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第20号

議 長 続いて、日程第5、報告第20号 農地法第5条の規定による届出6件について専決処理をしてございますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 6件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第20号 農地法第5条の事案については、転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第13号

議 長 続きまして、日程第6、議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 (議事日程に基づき説明 4件)

議 長 説明のとおり、本議案は、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いを発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番の事案及び3番の事案については一括で審議をいただきます。

本議案について、ご質問ございましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 この土地については夫婦で2分の1ずつ所有ということですが、一方が先にお亡くなりになった場合、確定の形というのはどのようになるのでしょうか。事務局で分かれば教えてください。どちらかに税務署の所管事項の縛りがあるかと思いますが、こういった事例が現にありますか。実は、昨年の農地パトロールの場において類似の事例があり、相続直後でありましたので、税務署に聞いてくれというお話をしました。農業委員会としても相談を受けた場合に、参考までに知っておいてもよいかなと思いましたので、事務局として情報をお持ちであればご教示ください。今後何かの折にお教えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局長 今回の事案につきましては、事務局のほうで詳細を把握してございませんので、また調べた上でご報告できる機会があれば、皆さんにお知らせをさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長 町田委員のご質問につきましては、事務局のほうで調べた上で別途ご報告ということで、よろしく願いいたします。

それでは、審議に戻りまして、申請番号2番、3番につきましては持分所有でございますので、一括で審議をさせていただきたいと存じます。

本議案について、ご意見、ご質問等ほかにございましたらお願いをいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いを発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号4番の事案についてご審議いただきます。

本議案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。  
証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。  
よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いを発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で全日程を終了いたしました。  
これにて定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時21分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員